

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

女性のための相談支援センター	1
福島学園	2
若松乳児院	3
総合療育センター	4
大笹生学園	5
郡山光風学園	6
ばんだい荘あおば・わかば	7
太陽の国ひばり寮	8
太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘	9
太陽の国関連施設（太陽の国病院等）	10

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	女性のための相談支援センター			(担当：児童家庭課)	
制度	措置	施設種別	婦人保護施設	現運営形態	県直営
見直しの方向性（目標）					
【目標 1】 複数人の同伴児と入所する女性の増加及び入所の長期化傾向に対応した支援の充実を図る。					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
	1 利用者の状況に応じた支援の実施	(1) 利用者の状況に応じた支援計画の策定を行う。 (2) 支援計画に基づき、必要な支援を実施する。	29年度～	県	
	2 家事等のスキル獲得が必要な利用者への支援の充実	(1) 改修工事によりキッチン等生活に必要な機能を備えた居室を整備したことから、これを活用し、利用者の生活技術向上のための訓練を実施する。	29年度～	県	
特記事項等					
1 センターの機能のひとつである婦人相談所は売春防止法第34条第1項に基づく県の法定必置機関である。					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	福島学園			(担当：児童家庭課)	
制度	措置	施設種別	児童自立支援施設	現運営形態	県直営
見直しの方向性（目標）					
【目標 1】 児童相談所との連携を図りながら、虐待や発達障がいに起因する問題行動を抱える児童への支援に取り組む。					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
1	虐待や発達障がい に起因する問題行動 を抱える児童への支 援	(1) 引き続き、児童相談所と連携し、自 立支援検討会を開催し、児童の自立支 援計画を作成する。 (2) 自立支援計画に基づき、必要な支援 を行う。	29年度～	県	
特記事項等					
1 児童自立支援施設は、児童福祉法施行令第36条に基づく県の法定必置施設である。					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	若松乳児院			(担当：児童家庭課)	
制度	措置	施設種別	乳児院	現運営形態	県直営
見直しの方向性（目標）					
<p>【目標 1】 疾患や障がいのある乳幼児の受け入れが期待されている施設として、医療機関と連携した新たな乳児院のあり方について検討する。</p> <p>【目標 2】 乳幼児から少年期まで一貫した養育環境の確保を図るため、児童養護施設と併設した新たな乳児院のあり方について検討する。</p>					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
1	新たな乳児院の機能に係る検討	社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、医療機関との連携のあり方を中心に、本県の乳児院が持つべき機能・役割を審議し、その答申をもとに県が新たな乳児院の機能・役割を決定する。	30年度	県	
2	新たな乳児院の施設運営方法等の検討	上記結果を踏まえ、社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、新たな乳児院の施設運営方法等を答申し、県が決定する。	30年度 ～ 31年度	県	
【目標 2 についての具体的な工程】 乳児院には、里親宅では養育が困難で医療機関との連携が必要な疾患や障がいのある乳幼児を最終的に受け入れることが期待されていることから、目標 1 を優先して検討を進める。					
特記事項等					
1 平成29年8月2日公表の厚生労働省有識者会議による「新しい社会的養育ビジョン」によると、家庭的養育優先の理念を具体化するため、施設養育における滞在期間の短期化や、乳児院を多機能化・機能転換する方向性が示されており、当該ビジョンに基づく平成30年度の福島県家庭的養護推進計画見直しの中で、新たな乳児院の機能・役割等を検討する予定。					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	総合療育センター			(担当：児童家庭課)		
制 度	契約・措置	施設種別	医療型障害児入所施設 (主たる対象:肢体不自由児)	現運営形態	県直営	
見直しの方向性(目標)						
【目標1】 本県の療育体制の中核機関及び地域療育体制支援拠点としての機能を強化し、今後も県立施設として運営していく。						
工 程 表						
【目標1についての具体的な工程】						
	実施項目	具体的作業		実施時期	実行主体	備 考
1	施設・設備の機能強化	(1) 施設及び医療機器等設備の老朽化が進行しており、利用児童に安全・安心な環境を確保するため、年次計画を作成し、施設の維持補修や設備の更新などを計画的に進める。		29年度～ 30年度	県	
		(2) 利用児童の重度化や高度化する最新の医療技術への適切な対応など機能を強化するため、将来的な施設のあり方について検討する。		29年度～ 33年度	県	
2	サービス提供体制の充実	入所児童への適切な処遇、在宅障がい児に係る短期入所、日中一時支援受入、外来や通所訓練等サービス提供体制の充実を図るための方策を検討する。		29年度～ 33年度	県	
特記事項等						

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	大笹生学園			(担当：児童家庭課)		
制度	契約・措置	施設種別	福祉型障害児入所施設 (主たる対象:知的障がい児)	現運営形態	県直営	
見直しの方向性(目標)						
【目標1】 新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などを総合的に分析し、社会福祉法人への移譲等について検討していく。						
工 程 表						
【目標1についての具体的な工程】						
	実施項目	具体的作業		実施時期	実行主体	備 考
	1 社会福祉法人への移譲又は指定管理者制度への移行の検討	新園舎における運営経費の推移や今後の入所児童数の見込み、重度の知的障がい児や自閉症など専門性の高い処遇を必要とする児童への対応などについて、現施設の課題や実情を踏まえながら整理した上で、今後の施設の運営方法について検討する。		29年度～ 30年度	県	
	2 施設のあり方について	上記1を踏まえ、社会福祉法人への移譲、指定管理制度への移行又は県直営継続など、一番適切な施設の運営方法について決定する。		31年度	県	
特記事項等						

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	郡山光風学園			(担当：児童家庭課)	
制 度	契約・措置	施設種別	福祉型障害児入所施設 (主たる対象:聴覚障がい児)	現運営形態	県直営
見直しの方向性(目標)					
【目標1】 今後の入所児童数の見通しや地域へのサービス提供方法の検討等を踏まえ、将来的な施設のあり方について検討していく。					
工 程 表					
【目標1についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
1	今後の入所及び入所以外のサービスの提供方法に係る検討	(1) 入所児童の今後の見通しを踏まえ、施設としての運営のあり方の検討を進める。	29年度～ 31年度	県	
		(2) 入所以外に当園が提供している在宅児童を対象とする日中一時支援等のサービスの提供方法等について、教育委員会、地元自治体等の意見を踏まえながら検討を進める。	30年度～ 31年度	県	
2	施設のあり方について	上記(1)及び(2)の検討結果を踏まえ、今後の施設のあり方について方向性を決定する。	32年度	県	
特記事項等					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	ばんだい荘あおば・わかば			(担当：障がい福祉課)	
制度	介護給付 契約・措置	施設種別	障害者支援施設 福祉型障害児入所施設	現運営形態	指定管理
見直しの方向性（目標）					
<p>【目標 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害福祉サービスの充実を図りつつ、利用者の地域生活への移行を着実に進めていく。また、処遇困難者の受け入れなどセーフティーネットの役割を果たすとともに、利用者のニーズを踏まえ、専門的なケアの充実に取り組んでいく。 ・建物については、太陽の国の各施設と比べて老朽化は激しくないものの、築後18年が経過して修繕等の費用が増えているため、当面、安全確保の観点等から必要な修繕を行いながら、ばんだい荘あおば及びわかばは一体的（児者併設）な取組による運営を行っていく。 ・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、引き続き社会福祉法人等への移譲も含めて検討していく。 					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
	1 施設の今後のあり方を検討	施設の課題や実情を踏まえながら、社会福祉法人等への移譲も含めた施設の運営方法など、施設のあり方見直しの具体的な検討を進める。	30年度	県	
	2 実行計画の策定・推進	管理運営方法の決定による実行計画を策定するとともに、適正な施設運営のあり方を決定し実行計画を推進する。	31年度	県	
	3 次期運営体制の準備等（H33年度以降）	上記の検討結果を踏まえ、33年度以降の次期運営体制の準備等を進める。	32年度	県	
特記事項等					
1 ばんだい荘わかば（障害児入所施設）は、現在、障害福祉サービス基準適用の経過措置（国の特例措置）により、18歳以上の入所を受け入れている。当初、平成29年度で特例措置が終了することになっていたが、平成32年度まで延長となった。					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国ひばり寮			(担当：障がい福祉課)	
制度	介護給付	施設種別	障害者支援施設	現運営形態	指定管理
見直しの方向性（目標）					
【目標 1】 ・広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。 ・けやき荘など3施設と比べて建物の老朽化は激しくないものの、築30年以上が経過していることから、大規模改修を実施し、施設の長寿命化を図っていく。 ・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、老朽化対策後の太陽の国全体の施設運営状況や社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、改めて社会福祉法人等への移譲を含めて検討していく。					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
1	実行計画の策定	(1) 太陽の国及び地域における施設の役割を踏まえ、施設の定員や機能強化の具体的な方策、時期等について検討する。 また、施設整備の基本的な考え方、事業実施スケジュール等についても検討する。	29年度	県	
		(2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する。	29年度	県	
2	実行計画の推進	(1) 利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行う。	着手済み	県	
		(2) 大規模改修を実施する。	太陽の国けやき荘・かしわ荘の建替後着手	県	
3	次期指定管理者（H33～37年度）の選定	平成33年度以降の次期指定管理者を選定する。	32年度	県	
特記事項等					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国けやき荘・かしわ荘・かえで荘			(担当：障がい福祉課)	
制度	介護給付	施設種別	障害者支援施設	現運営形態	指定管理
見直しの方向性（目標）					
<p>【目標 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的、高度、専門的、技術的なサービスの提供など従来からの役割を果たしつつ、利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行っていく。 ・3施設とも築35年以上が経過し、建物の老朽化が激しく、狭隘な生活空間のため、運営に支障をきたしていることから、建替等を進めていく。 ・施設の運営方法については、当面指定管理を継続していくが、老朽化対策後の太陽の国全体の施設運営状況や社会福祉を取り巻く情勢変化等を考慮しながら、改めて社会福祉法人等への移譲を含めて検討していく。 					
工 程 表					
【目標 1 についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備 考
1	実行計画の策定	<p>(1) 太陽の国及び地域における施設の役割を踏まえ、施設の定員や機能強化の具体的な方策、時期等について検討する。 また、施設整備の基本的な考え方、整備場所及び施設配置、事業実施スケジュール等についても検討する。</p> <p>(2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する</p>	<p>29年度</p> <p>29年度</p>	<p>県</p> <p>県</p>	
2	実行計画の推進	<p>(1) 利用者の地域生活への移行を促進し、計画的に定員縮減を行う。</p> <p>(2) 施設建替計画を実行する。 ※かえで荘については、34年度に改めて検討する。</p>	<p>着手済み</p> <p>30年度着手</p>	<p>県</p> <p>県</p>	
3	次期指定管理者（H33～37年度）の選定	平成33年度以降の次期指定管理者を選定する。	32年度	県	
特記事項等					

県立社会福祉施設見直し・太陽の国見直しに係る工程表

施設名	太陽の国関連施設（太陽の国病院等）			(担当：保健福祉総務課)	
制度	医療	施設種別	病院	現運営形態	指定管理
見直しの方向性（目標）					
【目標1】					
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽の国病院については、医師を始めとした医療従事者の確保を図る。 ・病院の運営方法については、指定管理を継続していくが、入院稼働の減少に対応し、診療体制の見直しを行う。また、入所者だけでなく、地域に開かれた医療機関としての役割も果たしていく。 					
工 程 表					
【目標1についての具体的な工程】					
	実施項目	具体的作業	実施時期	実行主体	備考
1	実行計画の策定	(1) 診療体制の見直し（診療所化）へ向けて具体的な方策、時期等について検討する。 (2) 上記の検討結果を踏まえ実行計画を策定する。	29年度 29年度	県 県	
2	実行計画に基づく診療体制の見直し	(1) 医師確保に取り組む。 (2) 診療所化に向け、医療法等の手続を行うとともに、福島県総合社会福祉施設太陽の国条例を改正する。 (3) 新たな診療体制へ移行する。	～32年度 32年度 33年度	県 県 県	
3	次期指定管理者（H33～37年度）の選定	H33年度以降の次期指定管理者を選定する。	32年度	県	
特記事項等					
<ul style="list-style-type: none"> ・厚生センターについては、施設の有効活用方法について検討し、30年度中に宿泊機能の存廃について決定する。（宿泊機能を廃止する場合は、1年間程度の周知期間を設ける。） ・勤労身体障がい者体育館、中央公園・管理センター、給食センター、洗濯センターについては、引き続き適切に管理しながら、有効に活用していく。 ・終末処理場、エネルギーセンター、白樺寮については、H28年度対応方針のとおり廃止等していく。 					